船舶事故等調査報告書

平成２５年６月２７日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１３函第５号
事故等種類	火災
発生日時	平成２４年１１月３０日　１０時２０分ごろ
発生場所	北海道稚内市稚内港第一副港岸壁 稚内港第二副港防波堤灯台から真方位２２２°３３０m付近 （概位　北緯４５°２４.６′　東経１４１°４０.７′）
事故等調査の経過	平成２５年１月１８日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船　第五十八日東丸、１３８トン ＨＫ１－１２２８（漁船登録番号）、日東水産株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 機関長、五級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	賄室天井等焼損
事故等の経過	本船は、船長及び機関長ほか１１人が乗り組み、稚内港第一副港岸壁に係留中、時化のために全員が帰宅していたが、平成２４年１１月３０日１０時００分ごろ機関長が１人で帰船し、翌月に予定していた主機の燃料噴射弁ノズルチップの交換をするための準備を始めた。 機関長は、船体中央の船尾寄りにある機関室において、新替え予定の主機のノズルチップ７個のニードル弁がシール剤によって固着気味だったので、シール剤を溶かすため、洗油として使用していた灯油に漬けて暖めようと思い、天板を外した２０ℓのペール缶に深さ約２㎝まで灯油を入れてノズルチップを浸し、左舷船尾にある賄室に運び、１０時１５分ごろ、ペール缶を電気レンジのヒーターコイルの上に置き、電気レンジのスイッチを入れた。 機関長は、その後、機関室へ戻り、作業台のところでノズルチップの分解手入れの準備をし、そろそろ賄室に戻ろうとしていた１０時２０分ごろ、火災警報が鳴ったので、ペール缶の灯油に火が付いたと思い、急いで賄室に向かった。 機関長は、ペール缶から炎と煙が天井まで上がっているのを認め、すぐ、そばにあった鍋の蓋でペール缶の口を覆ったが、炎と煙は、依然として収まらなかったので、賄室にあった持ち運び式消火器１本を噴射したものの、火勢は衰えず、身の危険を感じて初期消火を諦め、１０時３５分ごろ係留岸壁の向かい側にある商店に行き、消防署への通報を依頼した。

	本船は、到着した消防車により、放水等の消火活動が行われ、１１時２５分ごろ鎮火した。 本船は、賄室の天井等を焼損したが、整備業者の応急修理によって仮復旧され、休漁期間の平成２５年５月に残った修理を行うこととなった。
気象・海象	気象：天気　曇り、風向　西南西、風力　３、視界　良好 海象：海上　平穏
その他の事項	機関長は、本事故時までに洗油の灯油が入ったペール缶を電気レンジにかけたことはなく、短時間であれば燃えることはないと思っていた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	 あり なし なし 本船は、稚内港第一副港岸壁に係留中、機関長が、ノズルチップの作動を良くしようとしてノズルチップを灯油入りのペール缶に入れ、ペール缶を賄室の電気レンジのヒーターコイルの上に置き、スイッチを入れて賄室を離れたことから、ペール缶に入っていた灯油が発火し、天井等へ延焼したことにより発生したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が稚内港第一副港岸壁に係留中、機関長が、ノズルチップの作動を良くしようとしてノズルチップを灯油入りのペール缶に入れ、ペール缶を賄室の電気レンジのヒーターコイルの上に置き、スイッチを入れて賄室を離れたため、ペール缶の灯油が発火したことにより発生したものと考えられる。
参考	船舶所有者は、本事故後、社内で防止策を検討し、次の事項を記載した文書を乗組員全員に交付して指導を行い、また、船内にも掲示した。 ・可燃性の液体を絶対に火にかけないこと。 ・火気を取り扱う場合は、その場を離れないこと。離れる場合には、必ず火を止めること。 ・暖房器具の付近は、常に整理整頓し、火災の未然防止に努めること。 ・休漁期には、一度、消火器を使って模擬消火訓練をすること。